

# 令和4年 第1回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年1月28日(金) 14時03分 から 15時06分

2. 開催場所 東神楽町役場 2階 研修室1

3. 出席委員 12名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

第4 報告第3号 農地法第52条による賃借料情報の提供について

第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

第8 議案第4号 あっせん委員の指名について

第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

第10 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 長野 泰定

主査 宮原 健太

主事 武田 翔太

## 開会

事務局長

そうしましたら、只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから東神楽町農業委員会総会を始めたいと思います。ご起立願います。本日は5番目でございます。委員会憲章ご朗読願います。5番目です。ひとつ、農業委員会は、農業者の期待と信頼に応え、新時代をひらく農政活動に努めます。ご着席ください。それでは、会長からごあいさつをいただきます。

## あいさつ

会長

それでは、農業委員会第1回（通算718回）総会に先立ちましてひとことご挨拶申し上げます。えーと、会った方もいらっしゃるかと思いますけれど、初めての方につきましては今年もよろしくお願いたしますということで、新年のご挨拶とさせていただきます。年末年始はですね。コロナの感染が非常に高まってですね。このまま終息するのと思ったのですが、この2週間ほどオミクロン株ということで、わが町内でもクラスターが発生しましてですね。小学校・保育所で患者がでたということで非常にあの身近にコロナというものが迫ってきたなと思います。まん延防止が出たという形でお達しがきているということで、本日予定しておりました新年会におきましても、4名以上の飲食はできないということで、今回は中止とさせていただいております。コロナが収まると思ったんですけども、このまま今年もコロナが続くのかなとも思っております。米や野菜の値段もとれなくなってくるということで、農家の経済の方も苦しいのかなと、また今年もそういう1年になるのかなと思います。農家の情勢が悪くなれば、やはりみなさん、財布の紐も厳しくなってくるということでですね。土地を売りたいという方がいても、なかなか買いたい人も出てこないということも懸念されます。農業委員の方々もより一層、厳しくなると思いますが、日々の活動を頑張ってくださいねと思っております。本日、先ほど局長が言ったとおり総会あとにもやらなければいけないことがあります。総会の案件は少ないですけども、慎重審議のほどよろしくお願いたします。

## 会議録署名委員

会長

それでは<日程第1> 会議録署名委員の指名について、本日は6番岸本委員、8番安藤委員、よろしくお願いたします。

## 【報告】概況報告

会長

<日程第2> 報告第1号 農業委員会の概況報告について、事務局よりお願いたします。

宮原主査

はい。えー、1月24日、1月27日に予定されておりました町政懇話会、令和3年度会長・会長職務代理・事務局長研修会ですが、2件とも中止となっております。以上です。

## 【議案】農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

会長

続きまして<日程第3>報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について事務局より説明願います。

宮原主査

はい。それでは5条転用の届出について報告いたします。番号2。字名〇〇。地番〇〇。地目「田」、面積349㎡。民有地であります。転用の計画内容につきましては住宅建築のためということで、住宅1棟、駐車場、物置、庭を造るために転用を行っております。農振農用地区域外

で都市計画内市街化区域外となっていて、用途指定は第一種中高層住居専用地域になります。土地の所有者は吉尾ハマ子さん。転用者は〇〇さん。所有権移転でありまして、令和3年12月28日に受理をし、令和3年12月30日通知をしております。図面は用意しておりませんが、土地の所在については錦町で体育館のむかえにあるアパートの斜め裏あたりになります。以上です。

**【議案】農地法第52条による賃借料情報の提供について**

会長	<日程第4>報告第3号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
宮原主査	はい。それでは、賃借料情報の提供について報告いたします。全町一本型として、年に1度、田の賃借料情報を提供することとなっています。前年度、令和3年1月から令和3年12月までの期間内で、農用地利用集積計画の公告のあった賃貸借により筆数、件数、金額を出しています。4ページの表をご覧ください。筆数が300筆。件数が76件。賃貸の妥当価格は、最高額15,000円。最低額が5,000円。平均額は12,200円。昨年度と比べますと、筆数が26件増・件数は8件減、平均額は400円減となります。表の下にも記載してありますが、1筆ごとに10アールあたりの賃借料（妥当価格）を求めている、集計する際には妥当15,000円を超えるもの、また5,000円未満のものについてはデータの信頼性を高めるために除外し計算しています。今回の賃借料情報は、町広報誌、農協さんのウェブへの掲載。町ホームページでの公表を2月に予定しています。以上です。

**【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について**

会長	続きまして<日程第5>議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。本日は4件ございまして、順番に説明していきます。14番。所在字なし。地番〇〇。現況地目「田」。他9筆。総面積86,508㎡。貸主は内山誠一さん。借主は、高橋誠さん。解約の成立日につきましては、令和4年1月6日。土地の引渡日については、令和4年1月27日となっております。こちら、合意解約となっております。解約の事由といたしましては、農地の売買を予定しているため、解約したいということとなっております。当初契約期間、平成30年3月30日から令和4年11月30日までの強化法で結ばれたものを解約するもので。こちらは、この後出てくる公社買入案件に係るものでありまして、公社に買ってもらうために一度当事者同士の契約を解約するものとなっております。続きまして6ページの方いきまして15番です。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」。他3筆。総面積42,615㎡。貸主は〇〇さん。借主は、〇〇。解約の成立日、令和4年1月6日。土地の引渡日、令和4年1月27日となっております。こちら、合意解約となっております。解約の事由といたしましては、農地の売買を予定しているため。当初契約期間、令和3年3月29日から令和5年11月30日までの強化法の解約となっております。こちら、公社買入案件による解約となります。続きまして16番です。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。ほか3筆。総面積60,836㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇。解約の成立日が、令和4年1月6日。土地の引渡日、令和4年1月27日となっております。こちら、合意解約となっております。解約の事由は、貸借契約の整理のためということとなっております。

当初契約期間、平成27年12月24日から令和7年11月30日までの強化法の解約となっております。こちらについては、農地法3条の案件の関係となりますが、法人の構成員がその法人に農地を貸す場合は、3条の賃貸をしなければならないため、今まで強化法で賃貸がかかっていた部分が間違っていて、この度改めて解約をして3条で賃貸を結び直すということで、解約するものです。最後17番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積7,191㎡。貸主は山下秀典さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては、令和4年1月6日。土地の引渡日、令和4年1月27日となっております。こちらも、合意解約となっております。解約の事由といたしましては、貸替えため、解約したいということとなっております。契約期間は、令和2年1月31日から令和4年11月30日までの強化法で結ばれたものを解約するものとなっております。こちらは、現在〇〇さんが賃貸している農地を今年から〇〇さんが耕作するとのことで、現在の契約を解約するものです。以上です。

事務局長

16番で補足よろしいですか。16番で補足というか説明をさせていただきます。武田の方から説明のあったとおりですが、厳密な言葉を使いますと、「基盤強化法で間違っていたという表現」事務局としてきちっとした表現で良いんですけど、間違っていた訳ではなく、賃貸の方法として3条の貸借と基盤強化法の貸借があるんですが、あるべき論として構成員が法人に貸す場合は、3条であるべきということです。3条であるべきということです。間違っていた訳ではないです。ということで、一応補足させていただきます。そのような表現で。これは3条でということで良いんですが、基盤強化法が違法ではなく、3条で相対の貸借であるべきということでございます。

会長

相手が決まっているということだからですね。

事務局長

はい。そうですね。こちら北海道農業会議にも確認したうえで、去年か一昨年ぐらい、事務局の方で確認して、他の町の情報も確認しましたが、北海道農業会議いわく、基盤強化法でやっているところもあるようですが、3条でやるべきですということでした。

小足会長

それでは、この議案第1号なんですけれどもみなさんから何かご意見・ご質問ございますか。

前田委員

1つ質問なんですけれど、17番〇〇さんと〇〇さんの住所が同じなんで、これがどのような状況なのかということで、〇〇さんの元の家〇〇さんが今住んでいる家が、〇〇さんが住んでいた家かなという印象があるのですが、〇〇さんの家の住所の状況が合っているのか疑問なんです。

武田主事

ちょっとあとで確認してみます。

事務局長

そうですね。かんのん、せんげん道路の〇〇さんから降りてきたところに〇〇さんの家があって、同じ区画に〇〇さんの家があって、住所登録としてはですね。

前田委員

いないような気がするんだけどな。

武田主事

あの実際、本人はいらっしゃらないんですけど、住民登録が残っているということで、いま住民票は〇〇に残っていらっしゃるんです。実際は、旭川の宮前かどこかに住んでいらっしゃるとうかがっているんですが。

栗本委員

東光じゃないかな。東光です。きっと。

前田委員

すみません。ちょっと疑問に思ったもので。

事務局長

あの農地台帳の住所は、住民票の住所ですので。まあ、こういったことは多々あり得る。住んでいるのは旭川だけでも住民票は残っていて、農地台帳上の整備としてはこういった形になっているということは十分あり得ますが、ご指摘を踏まえて念のため確認はしますが、訂正までは

会長	させてもらうことはないですけれども、念のため。はい。
各委員	ほかにご意見・ご質問ございますか。
会長	(ありませんとの声)
会長	はい。無ければ、農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約とします。

**【議案】農地法第3条の規定による許可申請について**

会長	続きまして<日程第6>議案第2号。農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
会長	えー。6番なんですけれども、会議規則第15条に基づき安藤委員の退席を求めます。
武田主事	はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。3条の案件につきましては、所有権移転が2件、賃貸借が2件。合計4件となっております。まず番号6番になります。所有権移転となりまして、譲渡人が財務省。譲受人が〇〇さん。所在〇〇。現況地目「田」。面積が559㎡となっております。譲受人の経営状況につきましては182、730.82㎡を耕作されておりまして、労力総数は4名です。対価は、63,000円となっております。申請理由は、国有財産の処分のためとなっております。当該農地につきましては、地番図の5ページをご覧くださいと思うんですが、黒枠になっているところの右側の〇〇という地番がございまして、この農地につきまして安藤委員が耕作されているんですが、真ん中に取り残されている国有地がございまして、実際使ってらっしゃるのは安藤さんということで、この度財務省の農地を現在耕作している方に払下げるという形になったということになります。以上です。
会長	担当、私です。こちらの案件なんですけれども、国の土地が個人の土地の中に入っていたという案件なんですけれど、今回国営事業が始まりまして、色々と地権者を調べたところですね。こういう形で一部、国の土地が残っていたということで、国営事業に向けて国の方とお話しをしまして、きちっとした売買をしましてですね。ここから国の土地を消していくという作業になっております。えー、なかなか財務省という名前を見たことがないんですけれど、金額が発生するため財務省の管轄ということになっています。色々、経緯を聞きますと色々な省庁が絡んでいるようなのですが、まあ国の機関ということとなっております。またですね。金額につきましては、価格は63,000円ということで、反当が113,000円ということで、本来であればここ450,000円で動いている土地ではあるんですけれども、国との折衝の中で国の方でこういう形で売買をしてくれということで、このような形になっています。値段的にも3条でなければ売買できないということになっております。説明の方は以上です。みなさん、ご審議のほどよろしく申し上げます。
会長	えー、担当者の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号7番。
武田主事	はい。番号7番です。こちら所有権移転となりまして、譲渡人が、同じく財務省。譲受人が〇〇さん。所在〇〇。現況地目「田」。他2筆。総面積が241㎡となっております。譲受人の経営

	状況につきましては214, 228.42㎡を耕作されておりまして、労力総数は3名です。対価は、27,000円となっております。申請理由は、国有財産の処分のためとなっております。こちらは、地番図の6ページを参照していただきたいと思いますが、先ほどの案件と同様ですね。今回、〇〇さんの耕作地の中に一部国有地がかかっている部分がありましたので、財務省から買受ける案件となっております。担当価格につきましては、先ほど会長がおっしゃっていた価格と同じ設定になっております。以上です。
会長	担当、野々瀬委員。
野々瀬委員	いま事務局から説明があったとおりで、小足会長が説明された番号6番と同じ案件になっております。国営受益地となっております。国有地の払下げを今回したということで、問題ない案件かとは思いますが慎重・審議のほどよろしく申し上げます。
会長	えー、担当者の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号8番。
武田主事	番号8番です。8ページの方ご覧ください。賃借権の賃借借の設定となっております。期間は、1月28日から令和14年1月27日の10年間の契約となっております。貸主が〇〇さん。借主が〇〇。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が60,836㎡となっております。借主の経営状況は140,762㎡を耕作しております。労力総数は4名です。対価は818,118円で、申請理由といたしまして自分が構成員となっている法人に農地を貸しつけたいとなっております。こちらの案件ですが、先程の解約でもお話しした通り、構成員が法人に農地を貸す場合は、基本的には農地法3条の賃貸借をお願いをするということで、局長から話しあったかと思いますが、お願いしたところ、今回賃貸借契約の申請になったというものになっております。また、構成員ではあるんですが、賃貸借ということで、反当価格だいたい14,000円ぐらいの金額になるんですが、お金を発生させるような契約をするという内容でした。以上です。
会長	担当、島田代理。
島田代理	はい。ただいま事務局から説明のあったとおりで、私から付け足すことはございません。慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	担当者の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号9番。
武田主事	えー番号9番になります。同じく賃借権の賃借借の設定となっております。期間は、1月28日から令和14年1月27日の10年間の契約で、貸主が〇〇さん。借主が〇〇。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか5筆。総面積が53,685㎡となっております。借主の経営状況140,762㎡を耕作しています。労力総数は4名です。対価は726,880円。申請理由は同じく自分が構成員となっている法人に農地を貸しつけたいとなっております。こちらも8番の案件と同様の内容ですが、強化法の賃貸は今年の11月で満了を迎えたので、〇〇さんの方については解約の手続きはございませんでした。以上です。

会長	担当、島田代理。
島田代理	はい。こちらも8番と同じ案件でして、事務局がおっしゃる通りでございます。何も付け加えはありません。よろしくお願いします。
会長	担当者の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

**【議案】 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について**

会長	続きまして<日程第7>議案第3号 農業経営基盤強化促進法18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件については、変更点のみ説明します。事務局より説明願います。
武田主事	はい。今回、所有権移転が2件。利用権設定の新規案件が4件。継続案件が1件となっております。それでは番号77番です。所有権の移転を受ける者、北海道農業公社。所有権の移転をする者〇〇一さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。ほか10筆。総面積が87,789㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。支払い期限につきましては3月14日までとなっております。売買価格につきましては、14,070,000円。反当価格は田で200,000円、畑で100,000円となっております。こちら農地保有合理化事業の買入案件となっております。以上です。
会長	担当、伊藤委員。
伊藤委員	はい。ただいま事務局から説明のあったとおりであります。補足しますとこちらの〇〇さんから売買の申し出があったんですが、面積的に87,000㎡。8町7反ほどあるということで、金額的にも公社案件となりました。こちらの方、高台の図面を見ていただければ分かるんですが、水田の区分も良いですし、ただ長年転作を続けてきたということで、この辺の相場で言いますと田で200,000円、そのまま問題ないだろうと田200,000円、畑で100,000円ということで、売買価格14,070,000円ということで価格の方、計算させていただきました。審議の方よろしくお願いします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	はい。では次78番。
武田主事	78番です。所有権の移転を受ける者、同じく北海道農業公社。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」他3筆。総面積が38,896㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限については3月14日までとなっております。売買価格につきましては、16,470,000円。反当価格は田で450,000円、畑で225,000円となっております。こちら農地保有合理化事業の買入案件です。以上です。
会長	担当、野々瀬委員。
野々瀬委員	昨年8月に相談を受けまして、農地の方を売りたいということでお話しいただきました。後継者もいっしょらなくて、自分の年齢も若いうちに手放したいという案件です。当初は、全地を処分したいとの話しでしたが、納屋と車庫が農地に入っている部分がありまして、それ以外が



	公社買入の案件となっております。価格につきましては、この辺の土地の最高額であります450,000円ということで、畑に関しましては半分の価格に設定させていただきました。公社からの貸付については、この辺りを耕作されている〇〇さんを予定しております。問題ない案件かとは思いますが慎重・審議のほどよろしく願いいたします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして、番号79番。
武田主事	続きまして、利用権設定の新規案件です。79番。利用権の設定を受ける者、有限会社カネタファーム。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」他1筆。総面積が5,432㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、1月28日から令和6年11月30日までの3年間となっております。賃借料につきましては、42,000円。反当価格は田で14,000円、畑で7,000円となっております。こちら地番図の11ページをご覧ください。上の図面が今回公社で買ってもらう図面と下が賃貸で、〇〇さんが自分の土地としてお持ちの部分となっております。このうち〇〇と〇〇、先ほど野々瀬委員の説明にあったとおり、この土地がそれぞれ〇〇の宅地との境界に納屋と車庫が、ど真ん中に建ったいまして、この度〇〇と〇〇を売ってしまうと、建物の所在が大変になってしまうということで、はじめは建物を壊すか移動するかという話が出たんですが、ご本人にとって建物は大切なもので残しておきたいということで、公社で買入は不可能ということで、今回自留地でもっていただいて、ただ農地でございますので賃貸借をするとなったものでございます。
会長	担当、野々瀬委員。
野々瀬委員	ただいまの事務局の説明のとおりでございます。付け加えることはないんですが、価格に関しましては、田14,000円で、畑が半分で契約となっております。問題ない案件かとは思いますが慎重・審議のほどよろしく願いいたします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
伊藤委員	1点だけちょっと聞きたいんですけど建物も残っている。残りの農地も本人が耕作できないということで分かるんですが、賃貸を〇〇が了承してくれているということであれば問題ないのかと思うんですけど、残り部分、作付けは可能なんですか？今も作付けをしている。
野々瀬委員	はい。今も作付けはしています。
武田主事	元々、〇〇さんの方で賃貸されていたところです。
伊藤委員	〇〇が問題ないということであれば問題ないです。
会長	土地の境界と上物が違うということだから、上物がかかっていると、要は公社が買って欲ないんで。分けてということですよ。
会長	あとご意見・ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして、番号80番。
武田主事	80番。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が7,191㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利



	<p>用権の設定の始期は、1月28日から令和8年11月30日までの5年間となっております。賃借料につきましては、96,040円。反当価格は14,000円となっております。こちら先程の解約案件で説明したとおり、もともと〇〇さんが賃貸されていたところを今年から〇〇さんが借りるようになった箇所になります。賃貸料については、〇〇さんが借りていた時と同額で設定しています。以上です。</p>
会長	<p>担当、安藤委員。</p>
安藤委員	<p>はい。えー事務局の説明があったとおりにございます。〇〇さんにおかれましては、規模縮小のため、期間残っていましたが解約ということで、新たに誰かということで〇〇さんなんですが、〇〇さん、〇〇さんと同じ部落というか地図でちょうど見切れているところが宅地なんですが、まあお隣さんということで〇〇さん。えー、川を挟んで〇〇、このあたりを〇〇さんご自身で作っておられまして、今回候補者にあげさせてもらいました。〇〇さんにおかれましては、70歳ということで若干年齢は高いかと私は思っていますが、まだ意欲的に地域では頑張っている方なので、身体的には問題ないかと思っています。慎重・審議お願いいたします。</p>
会長	<p>担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。</p>
会長	<p>次、番号81番。</p>
武田主事	<p>続きまして国営案件となります。81番。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が25,335㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、1月28日から令和13年11月30日までの10年間となっております。賃借料につきましては、7,100円。反当価格は14,000円となっております。こちら地番図の14,15ページをご覧ください。こちらは令和元年度の国営工事のところですが、11月総会で説明した宮本さんの案件のように、基盤整備後の水張の一部が他人の所有地にかかってしまった箇所を賃貸する案件となります。黒枠で該当箇所、この部分が〇〇さんの所有地に一部かかっていて、それがどれだけかかっているかということ15ページにあるように、508.852㎡。農地台帳の図測で出した面積となりますが、この面積を使ってこの度、賃貸という運びになりました。以上です。</p>
会長	<p>担当、私です。</p>
会長	<p>こちらの案件なんですけれども、いま事務局から説明のあったとおり国営事業によってですね。若干、土地の境界がずれたことによる、えーとまあ少ない面積ではありますけど、その部分に関して他人の土地にオーバーしたということで、その部分を賃貸するという案件でございます。こちらの土地なんですけれども、一昨年に工事が終わったところなんですけれども、この時にはこういったこまかい事案はやっていないです。今回、昨年度からですね。色々、細かい図測をしながらきちっとした面積を出しましょうということで、出していったところこういう形で見つかりましたので、そういうことでその都度、その都度、できるものはきちんと賃貸を結んでいく、ただで土地を借りるようなことがないような形で進めましょうというのが、東神楽農業委員会のやり方ですので、今回もこういう形ですね。少ない面積ではありますけれども、賃貸契約を結んだという案件であります。慎重・審議よろしく申し上げます。</p>

会長	説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして、番号82番。
武田主事	82番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」面積が1,550.84㎡。こちら貸借権の設定で使用貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、1月28日から令和13年11月30日までの10年間となっております。賃借料につきましては、無償となっております。こちらについては、地番図の17,18ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらも先ほどの81番と同じ内容になるんですが、今度は逆に左側にある〇〇さんの宅地の一部に水張部分がかかっています。それがいま18ページにあるように、145,475㎡となっております。貸借の関係を結ぶとなったときに、地主の〇〇さんからは無償でいいよとの話だったので、こちらは使用貸借となりました。以上です。
会長	担当、私です。
会長	こちらの件ですね。先ほどと同じように国営事業によってですね。水張部分が若干、はみ出してきたものです。ただ、〇〇さんのこの場所、おそらくなんですけれども木戸口あったと思いますんで、元々の〇〇さんの土地も木戸口が若干、田んぼに入っているところがありまして、〇〇さんにとっては元々自分が木戸口として使っていた部分が田んぼにかかっていたということで、お金をもらうべきではないという判断をされたのかと、それで無償で良いですよとなった案件でございます。特段、問題ないかと思えますけれど、慎重・審議よろしく願いいたします。
会長	担当者の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	えー、番号83番。
武田主事	それでは最後、継続案件になります。変更点のみ説明させていただきます。83番。賃貸期間が3年から10年に変更となりました。以上です。
会長	継続案件ですので特にないと思います。よろしいでしょうか。
各委員	(はいとの声)
会長	無ければ決定いたします。

#### 【議案】 あっせん委員の指名について

会長	続きまして<日程第8> 議案第4号、あっせん委員の指名について事務局より説明願います。
武田主事	はい。それではあっせん申し出のあった案件について、説明いたします。15番と16番、続けて説明いたします。15番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇現況地目「田」。他6筆。総面積が47,977㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積42,720㎡、畑の面積692㎡となっております。続きまして、14ページにいて16番ですね。住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」他8筆。総面積が38,319㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積35,530㎡となります。以上です。

会長	えー、あっせい委員の指名については会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	(はいとの声)
会長	それでは番号15番。島田代理、伴野委員、伊藤委員。番号16番。島田代理、伴野委員、大柿委員、藤田委員。以上です。よろしく願いいたします。

**【議案】農業経営基盤強化法第16条第1項による要請について**

会長	続きますして<日程第9> 議案第5号農業経営基盤強化法第16条第1項による要請について、事務局より説明願います。
武田主事	はい。それではこちら農用地の買入協議について説明いたします。今月は2件となりますが、続けて説明いたします。番号4番。申出人〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」面積が20,601㎡。こちらあっせんの申出年月日につきましては令和3年11月22日。続きますして、5番です。申出人〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が19,104㎡。申出年月日は令和3年11月22日となっております。それぞれの土地は、面積が広大であり、調整がうまくいかなかったため今回公社に買入協議の要請を行うこととなっております。以上です。
会長	担当、私です。
会長	こちらの案件〇〇さん、〇〇さん、親子でございます。あっせんがあがってきたため、公社に買入していただくというものです。問題ないかと思えますけど、お願いします。
会長	何かご意見・ご質問ございますか。
島田代理	確認だったんですけど、これ水張りなんですけど国営後でしたっけ。
会長	一部賃貸もありますが、国営後です。
島田代理	水張りに関しては国営後ね。了解しました。
会長	他に何かご意見・ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ。申し出者及び公社へ買入協議を行う旨の通知をされるよう要請します。

**【その他】**

会長	続きますして日程第9その他
事務局	①1月総会の日程について ②道内研修の日程について ③年金協議会について
会長	みなさまから何かご意見ご質問、その他ございましたらお願いします。無ければ総会の方は閉めたいと思います。また、この後色々な話し合いがありますがよろしく願いいたします。